

徳島県警察官（術科指導者）採用選考試験案内

令和6年5月2日
徳島県警察本部

徳島県警察官（術科指導者）の採用選考試験を次のとおり行います。

受付期間	令和6年5月2日(木)～令和6年6月21日(金)
第1次試験日	令和6年7月21日(日)
第1次試験会場	徳島県警察学校（徳島市論田町中開51-1）

郵送による申込みは、令和6年6月21日までの消印のあるものに限り受け付けます。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
柔道	1名	個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り及び公安の維持等の任務に当たるとともに、警察官に対する術科指導の業務に従事します。
剣道	1名	

2 受験資格等

(1) 資格

試験区分	内容
柔道	次のア及びイの全ての要件を満たす者 ア 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 柔道の段位が三段以上（大学等を卒業する見込みの者は二段以上）の者
剣道	次のア及びイの全ての要件を満たす者 ア 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 剣道の段位が四段以上（大学等を卒業する見込みの者は三段以上）の者

※ 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいいます。平成27年度の採用選考試験から、女性も受験可能となりました。

(2) 身体基準

視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	警察官としての職務遂行に支障がないこと。
その他	警察官として職務遂行に支障のない健全な身体であること。

(3) その他

日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

3 試験の方法及び内容

(1) 試験内容（一部変更する場合があります。）

区 分	試験種目	内 容
第 1 次試験	教養試験	大学卒業程度の択一式による筆記試験（警察官として必要な一般的知識及び知能についての試験）
	論文試験	表現力等についての記述式による筆記試験
	実技試験	柔道又は剣道についての実技試験
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体基準についての検査
	適性検査	職務遂行に必要な適性面での検査（検査結果は、第 2 次試験で実施する口述試験の参考とします。）
第 2 次試験	口述試験	人物についての個別面接による試験
	身体精密検査	健康度（胸部、循環器疾患等）についての医学的検査（所定の「身体検査票」の提出を求めます。）

(2) 実技試験

第 1 次試験の実技試験を実施するに当たり、体格を把握する必要があるため、受験申込書に身長及び体重を記載してください。

(3) 第 2 次試験の日程等

第 2 次試験の日程及び試験場所等は、第 1 次試験の合格者に別途通知します。

4 申込手続

(1) 申込みの方法

受験申込書に必要事項を記入し、**下記の書類を添付の上、郵送又は持参により徳島県警察本部警務課人事係に提出してください。受験申込書を郵送する場合は、封筒に入れ、「申込書同封」と朱書して、簡易書留により、徳島県警察本部警務課人事係宛に送付してください。郵送については、令和 6 年 6 月 21 日までの消印のあるものに限り受け付けます。**

- 大学等の卒業（見込み）証明書
- 大学等の成績証明書
- 柔道及び剣道の段位を証明する書類の写し

7 月上旬に第 1 次試験の集合時間、携行品等について記載した受験要領を郵送します。

なお、7 月 12 日（金）までに「受験要領」が到着しない場合は、電話で警察本部まで問い合わせてください。

(2) 写真の貼付

受験申込書には、写真欄の箇所に最近 6 か月以内に撮影した本人の写真を貼ってください。

5 合格から採用まで

- (1) 第 2 次試験に合格した者は、徳島県人事委員会の選考を経て、徳島県巡査として採用されます。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに、大学等を卒業できない場合は、採用されません。
- (2) 採用は、令和 7 年 4 月 1 日の予定です。

6 給与・赴任旅費等

- (1) 初任給は、徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年徳島県条例第 27 号）等の規定により、原則として右表のとおり支給されます。ただし、一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて初任給月額が決定されます。

学 歴	給料月額(令和 6 年 4 月 1 日現在)
大学卒	224,600 円

- (2) 各種手当として、地域手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されるほか、該当者には扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等が支給されます。
- (3) 採用等に伴い、住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づき赴任旅費が支給されます。
- (4) 勤務に必要な被服等が支給されます。

7 問い合わせ先及び申込先

〒770-8510 徳島県徳島市万代町 2 丁目 5 番地 1
徳島県警察本部警務課人事係 TEL (088) 621-2953